

～遊休農地の活用をお考えの農業者の皆様へ～

和歌山県がその遊休農地の再生を支援します！

市町村の地域計画に基づき、担い手が県農業公社を通じて貸借又は売買した遊休農地の解消や修復、改良を行う取組を支援します。

(※支援を受けるには一定の要件を満たしていることが必要です。その詳細は裏面をご覧ください。)

遊休農地

(農用地区域内・
地域計画区域内等)



農地の出し手

農地の借受(または買入)

県農業公社(農地中間管理機構)

農地の貸付(または売渡)

耕作農地



農地の受け手

和歌山県

補助金
交付

【お問い合わせ先】

○和歌山県庁 経営支援課 農地活用班 (補助事業について)

TEL: 073-441-2890 / FAX: 073-424-0470

または、県振興局農業水産振興課へお問い合わせください。

○公益財団法人 和歌山県農業公社 (農地中間管理事業について)

TEL: 073-432-6115 / FAX: 073-422-4031

【要望受付窓口】

○遊休農地の所在する市町村農業担当課

【事業の主な要件】

- ①農地法で定める1号遊休農地であること。
- ②農振法で定める農用地区域内の遊休農地であること（北山村及び太地町以外の市町の場合）。
- ③地域計画区域内の遊休農地であること（北山村及び太地町以外の市町の場合）
- ④対象農地が園芸農業等で活用される見込みがあること。
- ⑤県農業公社を通じて遊休農地の貸借（5年以上）もしくは売買の手続きを行うこと（自作地の遊休農地の解消は対象外）。
- ⑥解消対象となる遊休農地の面積が5 a 以上であること。
- ⑦解消後、担い手※¹ が一団農地※² として効率的に耕作できること。

※1 地域計画の目標地図に位置付けられた者又は目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者

※2 要件1： 受け手耕作農地の概ね半径500m円内に存在する遊休農地

要件2： 概ね半径500m円内において、受け手耕作農地との合計が30 a 程度となる遊休農地
（留意点：受け手耕作農地0a + 遊休農地30aも事業対象）

【支援内容】

- ①遊休農地の解消（樹木伐採・草刈り）に要する経費を支援します。

遊休農地10a当たり、下記の交付単価により、解消にかかる費用を支援

農地属性	交付単価
水田・畑地	100,000 円
樹園地	200,000 円

※ 水田は1号遊休農地の黄区分のみ対象（人の背丈以上に生育した雑木が複数あるなど）

※ 現況から樹園地と判断できない場合は水田・畑地の交付単価

- ②遊休農地の修復に要する経費を支援します。

遊休農地10a当たり、10万円を上限として、遊休農地の附帯設備等の修復にかかる費用を支援

修復内容	1 mもしくは1 m ² 当たりの 上限単価
石垣や単軌道(軌道)、園内道・進入道、鳥獣害防止柵、水路、スプリンクラーの修復	2,000～20,000円

- ③遊休農地の改良に要する経費を支援します。

遊休農地10a当たり、10万円を上限として、遊休農地の設備改良や傾斜の緩和、客土にかかる費用を支援

改良内容	1 mもしくは1 m ² 当たりの 上限単価
石垣や単軌道(軌道)、園内道、鳥獣害防止柵、水路、スプリンクラーの改良	2,000～20,000円

事業内容	1 m ³ 当たりの上限単価
傾斜の緩和、客土	8,000円